

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次の各号に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康の維持が子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防等市民の健康づくりに重要な役割を果たしているとの認識の下に、市民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり適切な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策と有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て総合的に市民の歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第 4 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係わる業務に従事する者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、市が市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割)

第 5 条 保健、医療若しくは福祉に係わる職務に携わる者又は教育関係者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第 7 条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

(基本的施策の推進)

第 8 条 市は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを図るため、次の各号に掲げる施策の実施を推進するものとする。

- (1) 市民が歯科健診や保健指導等の必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境整備の推進及び普及啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関するこ

と。

- (3) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策の推進に関すること。
- (4) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 災害発生時における適切な歯と口腔の保健医療サービスに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。